

議員提出議案第2号

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和3年3月15日

川崎市議会議長 山崎直史 様

提出者	川崎市議会議員	宗田裕之
	〃	勝又光江
	〃	大庭裕子
	〃	石川建二
	〃	井口真美
	〃	渡辺学
	〃	片柳進
	〃	赤石博子
	〃	後藤真左美
	〃	小堀祥子
	〃	市古次郎

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例（昭和33年川崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第14条第4項中「一般被保険者」の次に「（年齢19歳未満の者を除く。第20条第3項において同じ。）」を加える。

第15条第3項中「退職被保険者等」の次に「（年齢19歳未満の者を除く。第21条第3項において同じ。）」を加える。

第30条第1項中「合算額」の次に「から10,000円（当該合算額が10,000円に満たない場合は、当該合算額）を控除した金額」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

19歳未満の者に係る被保険者均等割額を賦課しないこと及び保険料の納付額から10,000円を控除することとするため、この条例を制定するものである。